

件名：定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第6号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和8年6月30日

|         |           |
|---------|-----------|
| 沖縄県監査委員 | 渡 嘉 敷 道 夫 |
| 沖縄県監査委員 | 川 畑 順 義   |
| 沖縄県監査委員 | 又 吉 清 義   |
| 沖縄県監査委員 | 喜 友 名 智 子 |

## 第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

＜財務・事務に関する事項＞

（令和3会計年度監査結果報告分）

### 【総務部】

#### 1 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重要備品が所在不明となっていた。

（管財課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認できたが、耐用年数が大幅に経過し利活用不能であったため産業廃棄物として処分した。

（令和5会計年度監査結果報告分）

### 【病院事業局】

#### 1 診療報酬の請求に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

診療報酬の請求に関する書類の不備により、多額の返還金が生じるものがあった。

（南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた措置の内容

不備の内容についての共有、勉強会の実施など再発防止に取り組み適正な事務処理に努めている。  
また、返還金については、令和8年度当初予算に計上し、年度内に返還予定である。

（令和6会計年度監査結果報告分）

### 【各部局共通】

#### 1 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 予算執行伺が行われていないものがあった。

- ・環境部（自然保護課）
- ・こども未来部（女性力・ダイバーシティ推進課）
- ・保健医療介護部（南部保健所）
- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

イ 予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 2 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・企画部（交通政策課、科学技術振興課）
- ・生活福祉部（保護・援護課）
- ・農林水産部（流通・加工推進課、園芸振興課）
- ・商工労働部（雇用政策課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（空港課）

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

#### 3 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

所得税の源泉徴収が行われていないものがあった。

- ・保健医療介護部（地域包括ケア推進課）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課）

(2) 講じた措置の内容

所得税相当額を返納させ税務署へ納付するとともに、所得税法（昭和40年法律第33号）等を周知し適正な事務処理に努めている。

**4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 予定価格の積算誤りにより、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。

- ・総務部（管財課）
- ・農林水産部（農地農村整備課）

イ 執行予定額が1件100万円以上のものについて、予定価格調書が作成されていなかった。

- ・商工労働部（工芸振興センター）
- ・教育機関（那覇みらい支援学校）

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

**5 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・知事公室（消防学校）
- ・土木建築部（都市公園課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳への登載を行うとともにチェック体制の強化等を図り、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めている。

**6 備品の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 重要備品が所在不明のものがあった。

- ・知事公室（平和・地域外交推進課）
- ・保健医療介護部（保健医療総務課）
- ・農林水産部（農業研究センター、農業研究センター宮古島支所、畜産研究センター、家畜衛生試験場）
- ・商工労働部（ものづくり振興課）

イ 備品の貸付けについて、貸付けの手続が行われていないものがあった。

- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（空港課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認し、現存していない物は亡失手続を、使用に耐えない物は処分手続を行った。また、備品の貸付けについて貸付け手続を行うとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

**7 切手等の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

レターパックの残数が、郵便切手受払簿と現物で一致しないもの（現物不足）があった。

- ・文化観光スポーツ部（交流推進課）
- ・教育庁（国頭教育事務所）

(2) 講じた措置の内容

職員に使用状況の確認を行ったところ郵便切手受払簿の記載どおりであったことから、現物不足分の亡失手続を行うとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

## 【知事公室】

### 1 給与が過払いとなっていたもの

#### (1) 指摘の内容

通勤手当の支給について、支給開始月を誤ったため過払いとなっているものがあった。（秘書課）

#### (2) 講じた措置の内容

通勤手当の過払いについて返納処理を行うとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づく適正な事務処理に努めている。

### 2 その他支出事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

印刷業務について、履行が完了していないにもかかわらず、支払を行っているものがあった。

（基地対策課）

#### (2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【総務部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

##### ア 県税

（円、％）

|       | 調定額             | 収入済額            | 不納欠損額       | 収入未済額         | 収入率  |
|-------|-----------------|-----------------|-------------|---------------|------|
| 令和6年度 | 166,057,562,708 | 163,869,271,279 | 110,297,507 | 2,086,161,651 | 98.7 |
| 令和5年度 | 155,109,863,048 | 153,060,197,696 | 145,827,994 | 2,093,804,383 | 98.7 |
| 対前年度比 | 107.1           | 107.1           | 75.6        | 99.6          | —    |

（税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古事務書県税課、八重山事務所県税課）

##### イ 土地貸付料（一般会計）

| 収入未済額       | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|-------------|-----------|---------|
| 46,994,831円 | 6.6％      | 5.0％    |

（管財課）

#### (2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化を図るとともに、滞納者の実情に即した滞納整理を行うことにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の69.8パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 必要に応じて市町村への県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、共同催告などの支援、県と市町村の合同公売を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、県税市町村税徴収強化月間を設定し自主納付及び納期内納付の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や研修会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料（一般会計）に係る未収金について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者への督促等を行うことにより、収入未済額の縮減に努める。

## 【企画部】

### 1 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

情報通信基盤整備工事契約について、契約保証金に代わる担保として、履行保証保険契約が締結されていたが、当該保険金額は契約保証金額に満たない額であった。（情報基盤整備課）

#### (2) 講じた措置の内容

支出負担行為時におけるチェックリストに新たな項目を追加するとともに、複数人での確認を行うなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【環境部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

|              | 収入未済額       | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|--------------|-------------|-----------|---------|
| 行政代執行に係る求償費用 | 82,726,441円 | 99.0%     | △1.0%   |

(環境整備課)

#### (2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、債権管理マニュアルに基づき預金差押を実施し309,461円を回収した。

## 【生活福祉部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあった。

|          | 収入未済額        | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|----------|--------------|-----------|---------|
| 生活保護費返還金 | 216,735,580円 | 63.2%     | 17.7%   |

(保護・援護課、北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、八重山福祉事務所)

#### (2) 講じた措置の内容

生活保護返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和7年度において2,968,712円を回収するとともに16,195,435円を不納欠損金として整理し、併せて30,867,905円について履行の延期を承認した。

### 2 国への事務手続が遅れたことに伴い国庫補助金等が受け入れできなかったもの

#### (1) 指摘の内容

本島北部豪雨について、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の機会を失い国庫補助金及び特別交付税の受け入れができなかった。

(生活安全安心課)

#### (2) 講じた措置の内容

災害救助法に関する緊急連絡窓口を一本化するとともに、法適用に係る市町村との認識の共有を図り適切な災害対応に努めている。

なお、被災者や被災自治体に対し災害救助法と同等の支援を行うとともに、県独自の見舞金支給等必要な措置を行った。

### 3 国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

国庫補助事業の申請に係る手続において、国からの通知の確認を怠り申請期限を超過したことから国庫補助金を受け入れできず一般財源から支出していた。

(障害福祉課)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【こども未来部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

令和6年度末における児童扶養手当返還金について、前年度末より2,199,670円（15.9%）増加し16,019,060円となっていた。

(女性力・ダイバーシティ推進課)

#### (2) 講じた措置の内容

児童扶養手当返還金について、手当受給者に対し必要な届出の周知等を行い、債権発生の未然防止に努めている。また、滞納者に対し、債権管理マニュアルに基づき督促状の発出や分割納付への移行などの納付指導を行った結果、111,180円を回収するとともに5,729,990円を不納欠損金として整理した。

## 【生活福祉部、こども未来部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

|                              | 収入未済額       | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|------------------------------|-------------|-----------|---------|
| ア 児童福祉施設負担金                  | 36,136,854円 | 52.6%     | △21.6%  |
| (障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所、各児童相談所) |             |           |         |
| イ 母子父子寡婦福祉資金<br>貸付金元利収入      | 72,972,164円 | 38.7%     | △6.1%   |
| (女性力・ダイバーシティ推進課、各福祉事務所)      |             |           |         |

#### (2) 講じた措置の内容

- ア 児童福祉施設負担金について、納入義務者の面談時に制度の説明を行い納入への意識付けを図るなど、未収金の発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努めた結果、令和7年度において1,440,400円を回収するとともに3,053,840円を不納欠損金として整理し、併せて406,000円について履行の延期を承認した。
- イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和7年度において9,865,363円を回収するとともに739,305円を不納欠損金として整理した。

## 【保健医療介護部】

### 1 国庫補助事業の申請に係る事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

国庫補助事業の実施計画書の提出手続が遅れたため、国庫補助金を受け入れできず一般財源から支出していた。  
(地域保健課)

#### (2) 講じた措置の内容

当該国庫補助事業の担当者リスト、進捗管理表を作成し再発防止に努めるとともに、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 2 その他契約事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

契約締結について、当該契約とは別の決裁済み予算執行伺を添付し、公印使用の承認を受けているものがあった。  
(南部保健所)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図り沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

## 【農林水産部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあった。

|                     | 収入未済額        | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|---------------------|--------------|-----------|---------|
| ア 農業改良資金<br>貸付金元利収入 | 191,954,579円 | 88.4%     | △11.6%  |
| 違約金及び延納利息           | 566,387,199円 | 95.3%     | 623.1%  |
| (農政経済課)             |              |           |         |

|   |                          |             |       |           |         |
|---|--------------------------|-------------|-------|-----------|---------|
| イ | 沿岸漁業改善資金<br>違約金及び延納利息    | 51,301,396円 | 95.1% | 57,900.4% | (水産課)   |
| ウ | 林業・木材産業改善資金<br>違約金及び延納利息 | 32,756,763円 | 95.8% | 99.0%     | (森林管理課) |

(2) 講じた措置の内容

- ア 農業改良資金貸付金元利収入並びに違約金及び延納利息について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和7年度において12,387,123円を回収した。
- イ 沿岸漁業改善資金違約金及び延納利息について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和7年度において20,620,418円を回収した。
- ウ 林業・木材産業改善資金違約金及び延納利息について、林業を継続している滞納者に対しては林業普及指導員と連携して技術指導を実施し、滞納者の収益向上を図ることによる未収金の回収に取り組んでいるほか、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和7年度において1,460,200円を回収するとともに3,459,201円を不納欠損金として整理し、併せて16,625,151円について履行の延期を承認した。

2 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新庁舎工事で取得した備品について、備品台帳への登載が行われていないものがあつた。  
(中央家畜保健衛生所)

(2) 講じた措置の内容

備品台帳への登載を行うとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

3 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあつた。  
(水産海洋技術センター)

(2) 講じた措置の内容

労働条件通知書に記載された勤務条件どおりの勤務に改めるとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等に基づく適切な事務処理に努めている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

|   | 収入未済額                          | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |           |
|---|--------------------------------|-----------|---------|-----------|
| ア | 建物明渡訴訟に係る損害金                   |           |         |           |
|   | 74,804,994円                    | 100.0%    | 0.0%    | (企業立地推進課) |
| イ | 土地売払代（中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計） |           |         |           |
|   | 39,622,800円                    | 100.0%    | 0.0%    | (企業立地推進課) |
| ウ | 実費徴収費（国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計）    |           |         |           |
|   | 13,269,375円                    | 27.1%     | 1.3%    | (企業立地推進課) |
| エ | 雑入（不法占拠に係る建物使用料相当損害金）          |           |         |           |
|   | 27,785,022円                    | 100.0%    | 5.7%    |           |

(企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

- ア 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき債務者に対する財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。
- イ 土地売払代について、債務者との納付相談を実施し履行延期等の手続きを行った。引き続き適正な債権管理に取り組んでいる。
- ウ 債権管理マニュアルに基づき適正な債権管理に努めるとともに不納欠損処理を進めた結果、令和7年度において13,001,585円を不納欠損金として整理した。
- エ 債権管理マニュアル及び国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき適正な管理に努めるとともに不納欠損処理を進めた結果、令和7年度において26,274,700円を不納欠損金として整理した。

【文化観光スポーツ部】

1 切手等の購入に係る検査が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手等の購入について、予算執行伺の執行予定額を超えて受け入れし、検査の後に返納しているものがあつた。  
(交流推進課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化等を図り沖縄県財務規則に基づく適切な事務処理に努めている。

2 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄ワーケーション促進事業委託について、契約書を作成せず事業を執行していた。

(観光振興課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 使用料の算定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 港湾施設における海岸係留使用料135件について、条例の適用を誤り19,738,598円多く徴収していた。  
(港湾課)

イ 県営住宅使用料368件について、家賃の算出誤りがあつたため、37,634,115円多く徴収していた。  
(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 使用料徴収の根拠となる条例の改正を行うとともに、指定管理者による確認、課内での再確認を徹底する等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。

イ 家賃算定に係るマニュアルの点検、見直しを行うとともに、指定管理者による確認、課内での再確認を徹底する等チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。

2 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあつた。

(都市公園課、南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

3 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加、又は多額となっているものがあつた。

|              | 収入未済額        | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率         |
|--------------|--------------|-----------|-----------------|
| ア 県営住宅使用料    | 374,987,834円 | 7.0%      | △2.8%<br>(住宅課)  |
| イ 県営住宅駐車場使用料 | 35,646,501円  | 10.8%     | 9.1%<br>(住宅課)   |
| ウ 宜野湾港施設使用料  | 1,387,286円   | 0.7%      | 248.3%<br>(港湾課) |

(2) 講じた措置の内容

- ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和7年度において49,445,707円を回収するとともに4,796,240円を不納欠損金として整理した。また、支払に応じない滞納者については訴えの提起を行っている。さらに、退去滞納者に係る回収困難な債権については債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。
- イ 県営住宅駐車場使用料について、督促状送付、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和7年度において6,418,018円を回収するとともに101,900円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。
- ウ 宜野湾港施設使用料について、滞納者への催告を行う等、港湾施設（宜野湾港マリーナ）使用料管理マニュアル等に基づき督促等取組の強化に努めた結果、令和7年度において634,212円を回収するとともに354,794円について履行の延期を承認した。

4 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

明許繰越となった事業について、4月1日に支出負担行為を整理すべきであるが3か月遅れてなされているものがあった。  
(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

5 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

リース車両の損傷について、適時に報告をしていなかったため、保険の適用が受けられず修繕料を支払っているものがあった。  
(都市公園課)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、乗車前点検による車両損傷の有無の確認及び損傷発生時の適時の報告を徹底するなど適切な管理に努めている。

6 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

粗大ごみの搬出費用について、資金前渡で受領した金額を超えていたため、職員が超過分を私費により支払っているものがあった。  
(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

超過分については精算手続きを行うとともに、職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図った。

7 入札手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

道路修景業務委託について、入札保証金の確認を行わなかったため、落札者の決定を取り消したものがあった。  
(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

## 【出納事務局】

### 1 その他契約事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

公募型見積合わせについて、公開した仕様書に誤りがあったが、手続を中止することなく仕様書を修正し再公開する対応としたため、修正前の仕様書をもとに見積書を提出した者が無効となっていた。  
(物品管理課)

#### (2) 講じた措置の内容

見積仕様書等の誤りが生じないように、チェック体制の強化を図るとともに仕様書の誤りがあった場合の対応方法を取り決め、適正な事務処理に努めている。

## 【企業局】

### 1 入札手続が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

磁気探査業務委託について、最低制限価格の設定に誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあった。  
(総務課)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容について周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている。

## 【病院事業局】

### 1 督促状を発行していなかったもの

#### (1) 指摘の内容

ア 医業未収金（個人負担分）について、督促状が発行されていないものがあった。（中部病院）  
イ 住民税の不足分及び給与の過払いについて、督促状が発行されていないものがあった。  
(八重山病院)

#### (2) 講じた措置の内容

ア 督促状を発行するとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている。  
イ 督促状を発行し住民税の不足分及び給与の過払い分を収納するとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 2 医業未収金等の徴収に努力を要するもの

#### (1) 指摘の内容

令和6年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度より102,533,936円（6.7%）減少し1,436,984,077円となっており、また、その他未収金についても、前年度より9,041,162円（21.9%）減少し32,174,002円となっているが、依然として多額となっている。（経営課、各県立病院）

#### (2) 講じた措置の内容

未収金発生 of 未然防止対策として、健康保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。また、文書や電話督促、回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和7年度において医業未収金（個人負担分）291,209,895円、その他未収金23,791,111円を回収するとともに、医業未収金（個人負担分）148,988,177円を不納欠損金として整理した。

### 3 その他支出事務が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

医業未収金回収業務委託において、契約に含まれていない旅費等を支出しているものがあった。  
(宮古病院)

#### (2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

### 4 備品の処分手続が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

生体情報モニタ（送信機）4台について、産業廃棄物であるにもかかわらず一般廃棄物として処分

していた。

(八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

【教育庁・教育機関】

1 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

ア 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、週当たりの勤務時間の取扱いを誤ったため、過払いとなっているものがあつた。(豊見城南高等学校)

イ 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たって、勤務期間及び期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあつた。(南部工業高等学校)

ウ 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあつた。(南部農林高等学校)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについて返納の処理を行うとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの

(1) 指摘の内容

職員・生徒健康診断委託契約(単価契約)について、契約単価と異なる請求書を受領し支出しているものがあつた。(西崎特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

職員に指摘内容を共有し再発防止の周知徹底を図るとともに、複数人での確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めている。

2 防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防設備等点検結果報告書に記載された不良箇所について、改修が行われていなかった。

(久米島高等学校)

(2) 講じた措置の内容

不良箇所について改修を行うとともに、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく適切な防火管理に努めている。

【警察本部・警察署】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあつた。

|           | 収入未済額      | 調定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|-----------|------------|-----------|---------|
| 放置駐車車両違反金 | 9,975,000円 | 7.6%      | 5.1%    |

(交通指導課)

(2) 講じた措置の内容

コンビニエンスストアでの納付及びスマートフォン決済アプリによる納付を可能とすることで自主的な納付を促し、令和7年度において1,747,000円を回収するとともに858,000円を不納欠損金として整理した。

2 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

市有地に建築された交番について、不動産登記が行われていなかった。(宜野湾警察署)

(2) 講じた措置の内容

建物の登記を行うとともにチェック体制を整備し、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めている。

## 第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(令和6年度監査結果報告分)

### 1 会計事務に改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、嘱託職員及び非常勤職員について給与が不足払いとなっているものがあった。(生活福祉部所管)

#### (2) 講じた措置の内容

一般財団法人沖縄県セルフセンターに対し、給与事務について適正に処理するよう指導した。同法人では、給与の不足分について支給の処理を行うとともに、チェック体制の整備等により適正な事務処理に努めている。

### 2 公の施設の管理に関するもの

#### (1) 指摘の内容

株式会社トラステック（沖縄県総合運動公園）では、基本協定書第24条第1項に基づき県から無償貸与されている重要備品について、所在が確認できなかった。(土木建築部所管)

#### (2) 講じた措置の内容

株式会社トラステックに対し、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同法人では、県から無償貸与されている重要備品の所在を特定した。また、備品の管理にあたって複数人での確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り適正な管理に努めている。